

京都市教育委員会告示第12号

京都市文化財保護条例第41条及び京都市文化財保護条例施行規則第13条第1項の規定に基づき、別表第1に掲げる文化財を京都市登録有形文化財に、別表第2に掲げる文化財を京都市登録無形民俗文化財に登録したので、同規則第13条第6項の規定により告示します。

平成24年3月30日

京都市教育委員会

別表第1

京都市登録有形文化財

名称	数	構造及び形式	所有者	所有者の住所	所在の場所
五社神社本殿	1棟	一間社流造, 檜皮葺	五社神社	京都市西京区下津林楠町103番地	京都市西京区下津林楠町103番地

別表第2

京都市登録無形民俗文化財

種別	名称	保存団体	保存団体の所在地
風俗慣習等	建仁寺四頭茶礼	建仁寺四頭茶礼保存会	京都市東山区大和大路通四条下る4丁目小松町584番地 建仁寺内

(文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課)